家電製品総合保守契約 「New The安心」 約款

第１条（約款の適用）

株式会社ヤマダ電機（以下「当社」といいます）は、家電製品総合保守契約（以下「総合保守契約」といいます）の約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより家電製品総合保守サービス（以下「総合保守サービス」といいます）を提供いたします。

第２条（契約の申込）

総合保守サービスを希望する者は、年会費【通常安心年会費3,650円（税別）】を支払って申し込むものとします。その際、当社は、総合保守契約申込書（以下「申込書」といいます）をお渡しいたします。

第３条（契約の料金）

総合保守契約の年会費は、初年度特別割引2,980円（税別）とします。２年目以降は、通常安心年会費3,650円（税別）となりますが、第16条の無事故による割引が適用になる場合があります。又、１年度毎の新規入会はできません。一度お申込いただいた申込者は、初年度特別割引は適用されず、通常安心年会費3,650円（税別）になります。

第４条（契約の単位）

1　総合保守契約は世帯ごととします。
2　前項に規定する世帯とは、住居及び生計をともにする者の集まり、又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。
3　業務目的あるいは継続的に不特定または、多数の人を対象として使用する家電製品は、本条第１項の規定にかかわらず契約の単位に含まれないものとします。

第５条（契約の成立）

1　総合保守契約は、申込者が本約款第２条に伴い、必要事項を全て記入した申込書類を当社に提出された後、当社が登録完了を通知する書面に記載された日（年会費支払いから１ヶ月後）を契約成立日とします（以下契約成立により、申込者は正式に「安心会員」となります）。申込者が当社に対し、年会費を支払われた日から１ヶ月以内に必要事項を記載した申込書類を提出されていない場合、申込者が当社に対して年会費を支払われた日から１ヶ月経過した日に契約が成立したものとみなします（以下「仮会員」といいます）。仮会員が、契約成立日から８ヶ月以内に必要事項を記入した申込書を当社に提出した場合は、安心会員となります。以後、本約款に特別な記載がない限り、仮会員は、安心会員と同じ特典・総合保守サービスを受ける事ができます。
2　総合保守サービスは、第２条に従い申込者が年会費をお支払いになった日から、１ヵ月を経過した後実施するものとします。
3　当社は総合保守契約の申し込みがあった場合でも、次の場合には契約をお断りいたし、且つ、過去にさかのぼり、修理代金をお支払いいただく場合がある事をご了承ください。
⑴保守契約対象家電製品の設置場所が当社サービスエリア外と認められる場合。
⑵保守契約対象家電製品の設置場所が契約世帯の居住住居と異なり、かつ当社サービスエリア外の場合。
⑶その他、安心会員・仮会員が本約款に違反するおそれがあると認められる場合。

第６条（契約の有効期間）

1　契約の有効期間は、契約成立日から１年とします。安心会員は、有効期間満了の１ヵ月前までに当社又は、安心会員のいずれからも書面又は直接による契約終了の意思表示がない場合、総合保守契約はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。また、仮会員の場合は、契約成立日から１年間経過した日に終了するものとします。
2　契約の更新時につきまして、年会費の未納、住所・預金口座・クレジットカード等の変更が生じ、ご連絡をいただけなかった場合には、この契約の解約の手続きをさせていただきます。尚、ご記入いただきました申込書及び年会費（振替・払込）用紙はご返却できませんので、ご了承ください。

第７条（総合保守契約の対象商品）

1　総合保守契約の対象家電製品は出張修理を前提とした製品であり、20型以上のカラーテレビ（ブラウン管・プラズマ・液晶）・冷蔵庫・洗濯機（全自動・２槽式）・衣類乾燥機（ランドリー）・電子レンジ・家庭用エアコン・大型マッサージ機が対象商品となります。但し、製品の取扱い説明書、本体ラベルなどの注意書きに従った使用状態で発生した自然故障、且つ外的要因が原因でない場合に限り保証対象とします。
※ 出張修理基準により出張修理ができない場合もございます。

保証年数（製造後）	対 象 商 品
6年	20型以上のテレビ・洗濯機・レンジ・衣類乾燥機・マッサージ機
9年	冷蔵庫・エアコン

＊メーカー部品保有期間により、保証年数が変更になる場合がございます。
以下の⑴～⑹については対象外となります。
⑴第１項の製品で、①外国籍のメーカーの製品、②日本国内で修理パーツの入手が困難な日本国籍販売元経由の製品、③メーカーの修理センターが国内にない製品、④当社と取引がないために修理パーツが入手困難な製品、⑤メーカー補修用部品保有期間を経過した商品。
⑵第１項の製品で、メーカー名、型式が判定出来得ない製品。
⑶第１項の製品で、DVD、HDD（ビデオ）一体型テレビ等、複合機能をもった製品の対象外機能部分（例えば20型以上のDVD一体型テレビについては、テレビ部分のみ対象となります。）
⑷損傷した商品、磨耗した商品、経年使用による破損、故意又は過失による破損も対象外となります。又、業務用、業務目的で使用、営利目的の際は対象外になります。
⑸マルチ・ビルトイン・埋め込み式（パッケージ）タイプのエアコン、埋め込み式の商品、プロジェクションTV、プロジェクター、TVチューナー付パソコン、ディスプレイ、ガス製品、石油製品、座椅子式マッサージ機、フリーザーのみの機種。
⑹出張修理依頼のご住所が、ご登録住所と違う場合。

第８条（総合保守契約の対象サービスエリア）

1　総合保守契約の対象サービスエリアは原則として、出張修理が可能と判断されるエリアであり、その判断は、当社基準によるものとします。
2　本約款第２条が成立したにもかかわらず本約款第５条第３項⑴の理由により契約に至らなかった場合、支払れた年間契約料金は払い戻すものとし、払戻金には利息をつけないものとします。

第９条（総合保守サービスの内容）

1　安心会員と当社の間で、本約款第２条、第５条に定める総合保守契約成立の日から契約終了日まで、当社は安心会員に対し、その要請に基づき家電製品の修理サービスを行い、出張料・修理工料・部品代金は無償といたします。但し、契約成立日から１年間に限り、他社で購入の商品の場合、部品代は会員様のご負担となります。出張料・技術料は、保証適用範囲とします。

	対象商品購入店	出張料・技術	部品代
初年度会員様保証適用範囲	ヤマダ電機	適　用	適　用
	他　社	適　用	適用外
継続会員様保証適用範囲	ヤマダ電機 他　社	適　用	適　用

2　第１項にかかわらず、下記の部品の修理の場合は、部品代金・出張料・修理工料は、安心会員のご負担となります。
※ 安心会員のご負担となる消耗品、磨耗品、付属品(以下、「保証対象外となる部品」といいます）です。
修理の際、下記の保証対象外となる部品を交換される場合の部品代金、修理工賃、出張費は、メーカー保証期間内は無料で、メーカー保証期間外は有料となり、お客様のご負担になります。

商品名	保証期間	保証対象外となる部品
エアコン	製造後9年	リモコン、フィルター、ガスチャージ、ドレンホース
冷蔵庫		庫内灯、給水タンク、フィルター、パッキン
テレビ	製造後6年	リモコン、3Dメガネ
レンジ		ターンテーブル、皿類、パッキン
洗濯機		糸くずフィルター、給水・排水ホース、ストレーナー
衣類乾燥機		パッキン、フィルター
マッサージ機		リモコン、シート、カバー、ヘッドフォン

保証対象外となる例
各種リモコン、フィルター類、ゴミ取りネット、電源コード、スピーカー、お湯取りホース（ポンプ内蔵型で電気的故障は、保証対象）、タンク、皿、棚、ケーブル、ドアパッキン、ベルト、ホース

⑴その他、メーカー保証書および取扱説明書に記載されている消耗・磨耗品や付属品は、保証対象外となります。
⑵内蔵ハードディスクに関してはテレビ部以外の部分になり、保証対象外になります。

対象外部品の詳細につきましては、安心会員様専用フリーダイヤル（0120−765522）に、ご確認ください。

3　下記の作業については、対象外となります。チャンネル設定、各種初期設定、機器接続、通信障害による不具合、オーバーホール、エアコンガスチャージ、各種クリーニング、各商品のフィルターの詰まり除去、高所作業、その他同様な作業。
4　その他総合保守サービスの対象外となる場合です。
⑴出張修理対象商品の出張料は、当社及びメーカーで定める基本出張料になります。離島及び、遠隔地でメーカー拠点がない場合に発生します。
⑵修理品送料、輸送費、航空料金、船舶料金、宿泊料金が発生した場合は安心会員のご負担となります。離島及び遠隔地等でメーカー拠点がない場合に発生します。
⑶使用上の誤りや消耗品の交換、付属品の交換及び各部汚れによるクリーニングは対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。
⑷天災地変（火災、地震、水害、落雷、塩害等）、落下、破損、水混入、異常電圧（指定外の電圧）による故障は対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。
⑸さび、かび、腐敗、変質、変色、異物混入、その他の類する事由により生じた故障は対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。
⑹周辺機器、HDDなどは、保証対象外になります。（通信障害による不具合、HDDなど）
⑺訪問診断後、修理をキャンセルされた場合の出張料・診断料は安心会員のご負担となります。

5　当社は、安心会員の故意又は過失による破損、又はその他やむを得ない事情がある場合を除き、家電製品の出張サービス依頼に応じるものとします。
6　当社は第１項の規定にかかわらず以下の場合には免責とさせていただきます。
⑴メーカーの製造上の問題等により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービス業務を提供したにもかかわらず、修理出来得なかった場合。
⑵工事不良・設置不良（車両・船舶への搭載等）が原因で故障に至ったと判定される場合。
⑶メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障および改造等によりメーカー仕様の性能を期待出来ないと判定される場合。
⑷部品供給不可による修理不可能な場合。
⑸安心会員が直接当社以外に修理を依頼した場合。
⑹現地技術者の確認にて対象修理と承認されなかった場合

第10条（新規ご購入製品の追加保証）

総合保守契約の申し込み後、安心会員が当社で新規に第７条に定める製品をご購入された場合は保守契約対象商品として追加保証するものとします。尚、他社でご購入の場合も追加保証させていただきます。

第11条（総合保守契約自動継続分の料金支払義務）

1　第６条に定める１年間の自動更新に際し、安心会員は、更新月に属する27日に申込書に記載された契約預金口座より自動払込によって当社に支払うものとします。但し、クレジットカード払いでは、カード会社の会員規約に基づいて支払うものとします。
2　更新日において何らかの理由により契約預金口座、またはクレジットカードにから料金の引落が出来ていない場合は、更新日から引落日迄に発生した修理サービスは有料とします。

第12条（契約内容の変更）

安心会員は、住所・保守契約対象商品の設置場所・契約預金口座・クレジットカードなどの事項についての変更がある場合には、すみやかに別途当社が指定する方法によって当社に通知するものとします。

第13条（契約上の地位の譲渡等）

安心会員は、契約上の権利又は義務その他契約上の地位の全部又は一部を譲渡、質入れ、賃貸、その他の処分をすることは出来ません。

第14条（中途解約）

総合保守契約の中途解約は出来ません。総合保守契約を解除する場合は、本約款第６条定めに従うものとします。

第15条（不可抗力による免責）

天災地変（火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害等）・事変・気象等の不可抗力によって修理が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第16条（無事故による割引）

安心会員が契約有効期間中１回も修理サービスを受けなかった場合、本約款第６条に定める更新時に通常年会費【通常安心年会費3,650円（税別）】の10%の無事故割引を受けられるものとします。又、２年間以上連続して修理サービスを受けなかった場合、通常年会費の20%の無事故割引が受けられるものとします。ただし、割引料金適用期間中に出張修理があった場合の年会費は、通常安心年会費3,650円（税別）となります。

第17条（約款、特典及び利用規定の変更）

1　万が一、安心会員のもとに特典が届かない場合、お手数ですが、安心会員様専用フリーダイヤル（0120−765522）にご連絡ください。住所変更のお申し出がなかった等の安心会員のご事情により特典がお手元に届かなかった場合を除き、改めて特典を送付させていただきます。もっとも、当社から特典を発送した直後にお引越しされた場合等、住所変更のお申し出が遅れることにつき安心会員に責に帰すべき事由がない場合については、お申し出のあった契約期間にかかる特典に限り、改めて特典を送付させていただきます。
2　本保証の規定は、経済情勢の変動やその他の合理的な理由がある場合に予告なく変更させていただく場合がございます。但し、約款及び特典の変更につきましては、更新の１～２ヶ月前に「更新ご案内状」に同封して約款を送付いたします。変更後の適用は、更新月の翌月１日から適用となります。

修理受付・ご不明な点のお問合せは、0120−765522までお問合せください。

（2014年2月1日現在）